入院者訪問支援事業のご案内

大阪府・大阪市・堺市

入院者訪問支援事業の利用の流れ

①まずは、電話か手紙により受付窓口まで「訪問支援を希望」とご連絡ください。

②受付窓口の職員が、病院と訪問日時の調整をします。

③訪問日が決まれば、受付窓口の職員からあなたに連絡があります。

④約束した日時に訪問支援員が病院を訪問し、お話をお聞きします。

Ｑ＆Ａ

Ｑ：お金はかかりますか。

Ａ：訪問支援員の訪問にお金はかかりません。ただし、「入院者訪問支援事業受付窓口」への電話代や郵送料はかかります。

Ｑ：１回の訪問時間はどれぐらいですか。

Ａ：１回30分程度です。

Ｑ：私が訪問支援員に話したことは病院の職員に報告されるのですか。

Ａ：訪問支援員には守秘義務があります。

入院者訪問支援事業の受付や訪問支援時にいただいた個人情報は、必ず守られますので、安心してご利用ください。

あなたからお聞きしたことは、あなたの了解なく、病院の職員などに伝えることはありません。

Ｑ：いつ退院できるかわからず、将来のことが不安です。これからどうすればいいでしょうか。

Ａ：訪問支援員は、あなたが不安に思っていることや心配なことなど、あなたのお気持ちに寄り添い、一緒に考えます。

また、必要な情報があれば、お伝えします。

入院者訪問支援事業の受付や訪問支援時にいただいた個人情報は、必ず守られますので、安心してご利用ください。

入院者訪問支援事業とは

精神科病院に入院中の方（市町村長同意による医療保護入院をされている方）の希望に応じて、訪問支援員が病院を訪問し、お気持ちを丁寧にお聞きし、入院中の生活に関する一般的な相談や、必要な情報提供を行います。

訪問支援員とは

大阪府・大阪市・堺市が共同で実施する研修等を修了し、訪問支援員として選任された人たちです。

＊訪問支援員による訪問を希望の方は下記の訪問支援事業受付窓口まで電話か手紙でご連絡ください。

【入院者訪問支援事業受付窓口】

〔電話〕　０６－６８０９－６６９９　※通話料必要

受付時間：毎週金曜日　午前１０時～午後３時（祝日・年末年始除く）

〔住所〕 〒530-0047

大阪市北区西天満5-9-５谷山ビル9階　大阪精神医療人権センター内「入院者訪問支援事業受付窓口」

入院者訪問支援事業の受付や訪問支援は、大阪府・大阪市・堺市が大阪精神医療人権センターに委託して実施しています。

令和７年４月作成